

薬生衛発 0322 第 1 号  
観産第 5 5 3 号  
令和 5 年 3 月 2 2 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 住宅宿泊事業主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
（公印省略）  
国土交通省観光庁観光産業課長  
（公印省略）

G7 広島サミット等開催に伴う  
住宅宿泊事業法における宿泊者名簿への記載等の徹底について

宿泊者名簿の必要事項の記載等の徹底については、「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)について」(平成 29 年 12 月 26 日付け生食発 1226 第 2 号・国土動第 113 号・国住指第 3351 号・国住街第 166 号・観産第 603 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省土地・建設産業局長、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知)により住宅宿泊事業者等が備え付ける宿泊者名簿に必要な事項が正確に記載されることを始めとする適正な運営の確保をお願いしてきたところです。

今般、G7 広島サミット等開催を控えていることを踏まえ、改めて貴管内の住宅宿泊事業者等に対して、宿泊者名簿の管理を徹底するとともに、日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に係る宿泊者名簿への国籍及び旅券番号の記載、旅券の写しの保存並びに捜査機関に対する協力等について、「住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について」(平成 29 年 12 月 26 日付け薬生衛発 1222 第 1 号・観産第 602 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長、国土交通省観光庁観光産業課長通知)を踏まえ、一層の周知、指導をお願いいたします。